

北鎌倉駅裏トンネルの安全対策協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、北鎌倉駅裏トンネルの安全対策協議会（以下、「協議会」という。）と称し、略称を北鎌トンネル協議会という。

(目的)

第2条 協議会は、北鎌倉駅裏トンネルの安全対策に対する手法について意見をとりまとめ、鎌倉市道路管理者に意見を提言することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 北鎌倉駅裏トンネルの課題を共通理解し、課題解決に向けての協議を行うこと。
- (2) その他目的達成のために必要な事業を行うこと。

(協議会の委員)

第4条 協議会の委員は、各団体から選出された代表者ならびに地権者及び協議会で選任された人をもって構成する。

- 2 委員の任期は、目的を達成する期間を基本とする。ただし、協議会で解散が議決された場合は終了とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

(役員を選出)

第6条 役員を選出は、委員の中から選任する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、目的を達成する期間までとする。また、任期の途中で役員を

交代する場合も同様とする。

(協議会)

第9条 協議会は、会長が招集し開催する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。ただし、委員が出席できない場合には代理の者を出席させることができる。
- 3 協議会は会長が進行し、協議会の議決は出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は、会長がこれを決定する。

(情報公開)

第10条 協議会の情報は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 協議会の内容が鎌倉市個人情報保護条例（平成5年条例第8号）に定める個人情報等に係るものである場合。
- (2) 情報を公開することにより、当該協議会の運営に著しい支障が生じると認められる場合。

(協議会の傍聴)

第11条 協議会では傍聴者を認めることとし、傍聴者は事前に事務局へ申し込みを行うものとする。ただし、申し込みが多数の場合には、抽選により傍聴者を決定する。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、第5条に定める委員が所属する団体の構成員及び鎌倉市都市整備部職員が務める。

(規約の変更)

第13条 この規約を変更する場合は、協議会において委員の2分の1以上の賛成を得なければならない。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

付則

この規約は、平成26年 3月28日から施行する。